

日本国札幌市と中国成都市との友好 交流（国際・経済）促進に関する覚書

札幌市と成都市は、相互に有益な協力関係を構築し、両市の国際交流の促進や貿易・投資の発展を目指し、次のとおり覚書を締結する。

- 1 双方は、国際交流や経済交流に関する幅広い分野の情報を相互に提供し、両市の交流発展のため、最大限の支援に努める。
- 2 双方は、経済交流に関して、食、IT、環境、高齢者福祉、観光などを重点分野とし、両市内において開催される展示会・物産展、商談会や両市企業等の相互訪問が円滑に実施されるよう協力する。
- 3 双方は、投資に関する専門機関や支援制度を紹介し、両市企業等の活動が円滑に行われるよう協力する。
- 4 双方の交流を促進するため、本覚書に関する連絡窓口を札幌市経済観光局と成都市人民政府外事僑務弁公室とし、具体的な協力事項について協議、推進する。

本覚書は締結した日から効力を生じ、有効期間を3年とする。有効期間満了後は、いずれかが本覚書を終了する旨を申し出ない限り、自動的に延長する。

本覚書は、正本一式2通を日本語と中国語で作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

2018年10月24日

札幌市経済観光局

成都市人民政府外事僑務弁公室

小西正雄

王明